

第58回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成25年7月26日（金）14時00分

場 所 沖縄総合事務局 1F 「共用会議室」

出席者

公益委員 宮里部会長 儀部委員、春田委員、上江洲委員

労働者委員 梅田委員、大崎委員、江川委員

使用者委員 山城委員、大城委員

事務局 沖縄総合事務局運輸部 : 玉城海事振興調整官
" 船舶船員課 : 島袋課長、宮良課長補佐
徳田労政係

議事次第

○開会

○議題

1. 第57回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 船員法改正について
4. 若年内航船員確保推進協議会の動向
5. 意見交換

○閉会

(配付資料)

1. 第57回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成25年6月分）
3. 船員改正法資料「海上労働条約の批准に伴う船員法の改正について」
4. 「体験学習」報告資料
5. 就業体験経過報告

議事概要

事務局（徳田）

会議を始めさせていただきたいと思います。

本日は、公益委員4名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、有効に成立していることをご報告いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

よろしいでしょうか。

宮里部会長、よろしくお願ひいたします。

宮里部会長

議題1として第57回沖縄船員部会の議事録の承認を諮る予定でしたが、議事録の訂正等があるようなので、ご確認いただき異議がございましたら、後日事務局までご連絡をお願いしたいと思います。次回の部会で、第57回と本日の第58回の議事録の審議をして承認していただきます。従って、今日はこれをお目通しいただくというかたちにしたいと思います。

では、議題2の管内の雇用状況等につきまして事務局にご説明をお願いします。

事務局（宮良）

平成25年6月分の管内雇用状況等の概要について、御報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は2件でした。

前月は1件でしたので1件増加、また、前年度同月は3件でしたので1件減少となっております。

月間有効求人数は7件でした。

前月は5件でしたので2件増加、また、前年度同月は3件でしたので4件増加となっております。

月間有効求人数7件の内訳としましては、商船等6件、漁船1件となっております。

月末未済求人数は6件でした。

●求職状況について

新規求職者は7名でした。

前月は8名でしたので1名減少、また、前年同月は12名でしたので5件減少となっております。

新規求職者7名の内訳としましては、商船等5名、漁船2名となっております。

月間有効求職数は24名でした。

前月は33名でしたので9名減少、また、前年同月は23名でしたので1名増加となっております。

月間有効求職数24名の内訳としましては、商船等19名、漁船5名となっております。

月末未済求職数は17名でした。

●成立状況について

5月は、管内で1件の採用が決まりました。

成立状況としましては、平水の旅客船に船長として50代男性1名が採用されました。

●求人倍率について

6月の月間有効求人倍率は、0.29倍でした。

前月は0.15倍でしたので0.14ポイント増加、また、前年同月は、0.13倍でしたので0.16ポイント増加となっております。

●新規求職者の退職理由、または求職理由別内訳について

6月の新規求職者7名のうち離職者5名の退職理由としましては、船舶所有者都合2名、雇用期間満了1名、自己都合2名となっており、離職以外の方2名の求職理由としましては、それぞれ海上・陸上勤務中で転職を希望となっております。

新規求職者が所属しておりました会社所在地につきましては、管内が5名、管外が2名となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当の初回受給者は1名でした。

受給者実人員は6名、支給延べ件数は6件で、

基本手当支給金額は、751,304円でした。

その他、再就職手当が1件で、316,332円ありましたので、

総支給額は、1,067,636円でした。

以上でございます。

宮里部会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何か質問ございますでしょうか。

ないようですので、議題3の船員法改正につきまして、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局（宮良）

（船員法の一部を改正する法律の施行期日について説明）

宮里部会長

船員法改正についての説明がありましたが、何かご質問がありますでしょうか。

では、私のほうからよろしいですか。

これは外国船舶に限らず、日本の船舶の船員について一律に適用されるということですか。

事務局(宮良)

労働条件に関しては、基本的に船員法適用船舶の船員に適用されることになります。

宮里部会長

雇入れ契約書のコピーを船舶のほうで備え付けてなければいけないとなっていますが、例えば外国の適用される船舶が来た時に、それがなければ違反となるのでしょうか。

事務局(宮良)

外国から入ってきた船舶は、労働証書をもとにした検査を実施することになると 思いますが、日本においてその検査が実施されるのは施行後ということになります。

宮里部会長

他に何かございますでしょうか。

では、質問等、ご意見がなければ議題4の若年内航船員確保推進協議会の動向について事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

事務局(徳田)

(総計 51名が参加した体験学習の概要及びその効果について説明)

宮里部会長

ありがとうございます。

この点につきまして、何が質問等、ご意見等ありますか。

話題からそれますが、結局、沖水の統合問題は取りやめになったのでしょうか。新聞では、確かに見送りになったということだと聞いていますが。

事務局(徳田)

まだ取り止めということにはなっていなかったかと思います。

宮里部会長

今回の「体験学習」のような活動を続けていくことによって沖水に対する希望者が増えていけば、自然にそれが取り止めになるのではないかと思います。

事務局(徳田)

「体験学習」は、第3回目となりますが、平成23年度から始めて参加者は毎年増えています。

宮里部会長

非常にいい「体験学習」になっている気がします。
ところで、実習船は出港するのですか。

事務局（徳田）

停泊している沖水の実習船、海邦丸5世を見学しました。

宮里部会長

何か他にございますでしょうか。
質問がなければ、次に移ります。
「就業体験」の経過報告についてお願いしたいと思います。

事務局（宮良）

（沖縄水産高校の生徒を対象とした「就業体験」の経過について説明）

宮里部会長

どうもありがとうございました。
これにつきまして何か御意見、質問等はございますか。

乗船するフェリーは、往復ですか。

事務局（宮良）

そうです。

宮里部会長

大東島にも往復で3日行けるんですか。

事務局（宮良）

大東島は、那覇から出まして南・北の大東島それぞれに寄って、那覇に戻ってきます。これが3泊4日のコースになります。他の4つのフェリーに関しては那覇を出まして、島に行ってその日のうちに戻って来るという格好になります。ですから、生徒さんたちは朝、港に集合して、その船で1日の乗船経験をして、終わりましたら家に帰り翌日港に集合してということを繰り返すという「就業体験」になります。

宮里部会長

はい、わかりました。

宮里部会長

他にありますでしょうか。
ないようでしたら意見交換会に移りたいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。

江川委員

前回の部会の中で、FOC・POC キャンペーンということで、7月2日から4日までの間外国船舶の視察にということをご案内していたのですが、期間中に行ける外航船がなかったので、結局は1隻にも行っていないということを一応ご報告ということにさせていただきます。

宮里部会長

他にないようでしたら事務局からご連絡お願いしたいと思いますが。

事務局（徳田）

それでは次回の船員部会についてお知らせいたします。次回は8月23日（金）5階の海技試験室で、14：00から開催いたします。

最後になりますが、労働者委員の梅田委員と江川委員が、8月付で移動されることをお知らせいたします。本日が最後となりますので、梅田委員、江川委員、より一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（梅田委員・江川委員の挨拶）

宮里部会長

では、きょうはこれで部会を終わりたいと思います。皆さん、御苦労さまでした。